

田辺市立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を策定するに当たり、広く市民等の意見を聴くため、田辺市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 立地適正化計画の内容に対する検討を行うこと。
- (2) その他立地適正化計画に関する事項の検討を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) 市の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から令和10年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、市長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、第2条に規定する事項において、必要な調査・企画・資料作成等を行

う。

- 3 作業部会は、都市計画課長及び計画整備係長のほか、庁内各課室の長、係の長その他の職員のうち、前項の事務を遂行するために都市計画課長が必要であると認める者をもって組織する。
- 4 作業部会に部会長を置き、都市計画課長の職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は、作業部会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 作業部会の開催は、部会長が必要に応じ招集し、開催するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、建設部都市計画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月17日から施行する。